

## 鹿 児 島 県 公 報

平成21年5月15日（金）第2496号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇所2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

| 規 則                            |                  |
|--------------------------------|------------------|
| ○鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（※）  | （都市計画課取扱い） 1     |
| 告 示                            |                  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定       | （介護福祉課取扱い） 1     |
| ○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） | （障害福祉課取扱い） 2     |
| ○計量器の定期検査の実施                   | （商工政策課取扱い） 2     |
| ○土地改良区の定款の変更の認可（2件）            | （農地整備課取扱い） 4     |
| ○県営土地改良事業の工事の完了（3件）            | （農地整備課取扱い） 4     |
| ○保安林の指定の解除予定の通知                | （森林整備課取扱い） 5     |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可         | （漁港漁場課取扱い） 5     |
| 公 告                            |                  |
| ○平成21年度毒物劇物取扱者試験公告             | （薬務課取扱い） 7       |
| ○落札者等の公告（3件）                   | （県立武岡台養護学校取扱い） 8 |
|                                | （県立出水養護学校取扱い） 9  |
|                                | （県立牧之原養護学校取扱い） 9 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 告 示              |                  |
| ○政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正     | （選挙管理委員会取扱い） 10  |
| ○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表    | （選挙管理委員会取扱い） 11  |

## 規 則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第34号

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「三島村」の次に「，十島村」を，「徳之島町」の次に「，伊仙町」を加え，「及び知名町」を「，知名町及び与論町」に改める。

附 則

この規則は，平成21年7月1日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成21年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所              |                   | 申請者                |                    |            | 指定年月<br>日        | サービスの<br>種類 |
|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|------------|------------------|-------------|
| 名 称              | 所 在 地             | 名 称                | 主たる事務所の<br>所在地     | 代表者の氏<br>名 |                  |             |
| 茶話本舗デイサ<br>ービス紫原 | 鹿児島市紫原四<br>丁目6-20 | 株式会社キンコ<br>ー介護センター | 鹿児島市上荒田<br>町23番13号 | 濱田 龍彦      | 平成21年<br>5 月 1 日 | 通所介護        |

## 鹿児島県告示第645号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成21年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 病院又は診療所  |               | 指定年月<br>日        | 自立支援医療<br>の種類 |
|----------|---------------|------------------|---------------|
| 名 称      | 所 在 地         |                  |               |
| 鹿児島赤十字病院 | 鹿児島市平川町2545番地 | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第646号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成21年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局         |                        | 指定年月<br>日        | 自立支援医療<br>の種類 |
|-------------|------------------------|------------------|---------------|
| 名 称         | 所 在 地                  |                  |               |
| あすなろ薬局      | 鹿児島市薬師二丁目16番7号         | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| 有限会社徳育阿久根薬局 | 阿久根市大丸町90-33           | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| 有限会社大誠堂薬局   | 指宿市山川入船55番地            | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| 日置市民薬局      | 日置市日吉町日置1152番地1        | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| 妙円寺平成薬局     | 日置市伊集院町妙円寺一丁目<br>72番12 | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| のぞみ薬局       | 加治木町新富町112             | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| グリーン薬局      | 志布志市志布志町志布志286<br>- 9  | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |
| 白十字薬局       | 奄美市名瀬末広町9番18号          | 平成21年<br>5 月 1 日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第647号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成21年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

| 期 日            |             | 区 域   | 場 所   |
|----------------|-------------|-------|-------|
| 月 日            | 時 間         |       |       |
| 平成21年 6 月 16 日 | 10:30~16:00 | 薩摩川内市 | セントピア |

|               |                 |                    |                 |
|---------------|-----------------|--------------------|-----------------|
|               |                 | (旧川内市の区域)          |                 |
| 平成21年 6 月17日  | 9 : 00～12 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 永利地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月17日  | 13 : 30～14 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 平佐東地区コミュニティセンター |
| 平成21年 6 月17日  | 14 : 30～15 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 八幡地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月18日  | 10 : 30～13 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 水引地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月18日  | 14 : 00～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 峰山地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月19日  | 9 : 30～11 : 30  | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 陽成地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月19日  | 13 : 00～14 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 西方地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 6 月22日  | 10 : 30～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 薩摩川内市中央公民館      |
| 平成21年 6 月23日  | 9 : 00～14 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 薩摩川内市中央公民館      |
| 平成21年 6 月24日  | 10 : 00～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 川内文化ホール         |
| 平成21年 6 月25日  | 9 : 00～15 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧川内市の区域) | 川内文化ホール         |
| 平成21年 6 月29日  | 15 : 00～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 長浜港待合所          |
| 平成21年 6 月30日  | 9 : 00～15 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 下甕公民館           |
| 平成21年 6 月30日  | 15 : 30～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 子岳地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 7 月 1 日 | 9 : 30～11 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 青瀬地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 7 月 1 日 | 11 : 30～14 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 西山地区コミュニティセンター  |
| 平成21年 7 月 1 日 | 15 : 00～16 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧下甕村の区域) | 内川内茶工場          |
| 平成21年 7 月 2 日 | 9 : 00～13 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧鹿島村の区域) | 鹿島公民館           |
| 平成21年 7 月 6 日 | 14 : 00～17 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧里村の区域)  | 里公民館            |
| 平成21年 7 月 7 日 | 9 : 00～10 : 30  | 薩摩川内市<br>(旧里村の区域)  | 里公民館            |
| 平成21年 7 月 7 日 | 11 : 30～15 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧上甕村の区域) | 上甕総合センター        |
| 平成21年 7 月 7 日 | 16 : 00～16 : 30 | 薩摩川内市<br>(旧上甕村の区域) | 瀬上地区集会所         |
| 平成21年 7 月13日  | 10 : 00～15 : 00 | 薩摩川内市<br>(旧入来町の区域) | 入来文化ホール別館       |
| 平成21年 7 月14日  | 9 : 30～14 : 00  | 薩摩川内市<br>(旧樋脇町の区域) | 樋脇総合体育館         |
| 平成21年 7 月14日  | 14 : 30～16 : 00 | 薩摩川内市              | 市比野地区コミュニティ     |

|              |             |                     |                   |
|--------------|-------------|---------------------|-------------------|
|              |             | (旧樋脇町の区域)           | センター              |
| 平成21年 7 月15日 | 10:00～16:00 | 薩摩川内市<br>(旧祁答院町の区域) | 祁答院公民館            |
| 平成21年 7 月16日 | 10:00～16:30 | 薩摩川内市<br>(旧東郷町の区域)  | 東郷共同福祉施設          |
| 平成21年 7 月17日 | 9:00～15:00  | 薩摩川内市<br>(旧東郷町の区域)  | 東郷共同福祉施設          |
| 平成21年 7 月22日 | 11:00～16:30 | さつま町<br>(旧薩摩町の区域)   | さつま町 B & G 海洋センター |
| 平成21年 7 月23日 | 9:00～16:00  | さつま町<br>(旧薩摩町の区域)   | さつま町 B & G 海洋センター |
| 平成21年 7 月24日 | 9:00～15:00  | さつま町<br>(旧鶴田町の区域)   | さつま町鶴田体育館         |
| 平成21年 7 月27日 | 10:30～16:30 | さつま町<br>(旧宮之城町の区域)  | さつま町宮之城総合体育館      |
| 平成21年 7 月28日 | 9:00～16:30  | さつま町<br>(旧宮之城町の区域)  | さつま町宮之城総合体育館      |
| 平成21年 7 月29日 | 9:00～12:00  | さつま町<br>(旧宮之城町の区域)  | さつま町山崎地区公民館       |

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

## 3 指定定期検査機関の名称

社団法人鹿児島県計量協会

## 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成21年6月16日から同年9月30日までとする。

## 鹿児島県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年4月15日付けで知覧町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年4月24日付けでさつま土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第650号

土地改良事業県営樹園地農道網整備（農道整備）第2浜田地区の工事は、平成20年7月11日に完了した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第651号

土地改良事業県営ため池等整備（農業用排水施設整備）新上里地区の工事は、平成21年3月31日に完了した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第652号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備，農用地保全及び区画整理）三浜地区の工事は，平成19年10月12日に完了した。

平成21年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
薩摩郡さつま町求名字搦4219番2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鹿児島県告示第654号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成21年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日  
平成21年4月30日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
長島町  
出水郡長島町鷹巣1875番地1  
長島町長 川添健
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
出水郡長島町浦底字馬込3927番から字桂代4164番に至る間の土地の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の点1から点61を順次に直線で結んだ線及び点61と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域  
点1 四等三角点三船（北緯32度13分23秒5954，東経130度09分26秒5880）から158度09分1106.51メートルの地点  
点2 点1から137度10分11.61メートルの地点  
点3 点2から137度29分45.00メートルの地点  
点4 点3から137度30分45.13メートルの地点  
点5 点4から227度27分43.04メートルの地点  
点6 点5から137度27分30.00メートルの地点  
点7 点6から47度29分43.02メートルの地点  
点8 点7から137度31分15.30メートルの地点  
点9 点8から256度40分10.89メートルの地点  
点10 点9から204度18分6.80メートルの地点  
点11 点10から226度20分3.04メートルの地点  
点12 点11から199度14分5.19メートルの地点

- 点13 点12から282度41分8.20メートルの地点
- 点14 点13から217度18分10.56メートルの地点
- 点15 点14から240度31分9.55メートルの地点
- 点16 点15から252度56分10.57メートルの地点
- 点17 点16から205度17分3.98メートルの地点
- 点18 点17から277度53分17.58メートルの地点
- 点19 点18から290度29分8.86メートルの地点
- 点20 点19から294度51分5.95メートルの地点
- 点21 点20から46度17分3.47メートルの地点
- 点22 点21から337度15分3.36メートルの地点
- 点23 点22から303度41分2.52メートルの地点
- 点24 点23から253度00分6.20メートルの地点
- 点25 点24から253度01分1.33メートルの地点
- 点26 点25から261度36分2.74メートルの地点
- 点27 点26から318度37分9.06メートルの地点
- 点28 点27から349度56分4.58メートルの地点
- 点29 点28から249度16分3.96メートルの地点
- 点30 点29から230度12分6.25メートルの地点
- 点31 点30から286度33分5.20メートルの地点
- 点32 点31から243度26分24.15メートルの地点
- 点33 点32から320度11分5.47メートルの地点
- 点34 点33から239度38分3.36メートルの地点
- 点35 点34から267度30分6.91メートルの地点
- 点36 点35から332度04分1.92メートルの地点
- 点37 点36から341度22分37.58メートルの地点
- 点38 点37から343度52分18.66メートルの地点
- 点39 点38から38度02分4.55メートルの地点
- 点40 点39から36度36分4.58メートルの地点
- 点41 点40から28度40分2.74メートルの地点
- 点42 点41から15度39分2.88メートルの地点
- 点43 点42から359度07分2.68メートルの地点
- 点44 点43から344度55分2.59メートルの地点
- 点45 点44から340度48分17.38メートルの地点
- 点46 点45から342度42分2.63メートルの地点
- 点47 点46から353度31分2.61メートルの地点
- 点48 点47から4度05分2.61メートルの地点
- 点49 点48から18度38分2.59メートルの地点
- 点50 点49から40度29分2.77メートルの地点
- 点51 点50から58度52分2.62メートルの地点
- 点52 点51から68度21分2.53メートルの地点
- 点53 点52から73度12分2.51メートルの地点
- 点54 点53から73度58分24.91メートルの地点
- 点55 点54から339度56分3.34メートルの地点
- 点56 点55から80度00分2.85メートルの地点
- 点57 点56から25度10分3.31メートルの地点
- 点58 点57から51度47分0.92メートルの地点
- 点59 点58から159度29分4.44メートルの地点
- 点60 点59から71度48分10.38メートルの地点
- 点61 点60から64度13分10.02メートルの地点

(3) 面積

- 13, 027. 90平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成15年 2 月19日  
指令漁港第530号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村  
長島町

## 公 告

### 平成21年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、平成21年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年 5 月15日

鹿児島県知事     伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
- (1) 試験の期日  
        平成21年 8 月 4 日（火）
- (2) 試験の時間  
        午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
    鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）  
    マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）
- 3 試験の区分等

| 試験の区分          | 試験の種類               | 試験を行う事項                                                                                                                                  |
|----------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般毒物劇物取扱者試験    | 筆記試験                | 1 毒物及び劇物に関する法規                                                                                                                           |
| 農業用品目毒物劇物取扱者試験 |                     | 2 基礎化学                                                                                                                                   |
| 特定品目毒物劇物取扱者試験  |                     | 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法 |
|                | 実地試験（試験では実物は使用しない。） | 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法                                              |

- 4 受験資格  
制限はない。
- 5 試験手数料  
10, 700円
- 6 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 受験願書
- イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

- ウ 履歴書（学歴、職歴等を記入したもの）  
 エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）  
 オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書にはって提出すること。ただし、送付の方法により受験願書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の定額小為替証書を同封することができる。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

## (2) 提出書類等の提出先

| 区 分            | 提 出 先                                     |
|----------------|-------------------------------------------|
| 鹿児島市又は県外に居住する者 | 鹿児島県保健福祉部業務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577） |
| 上記以外の者         | その者の住所地を所轄する保健所                           |

## 7 提出書類等の受付期間

平成21年6月15日（月）から同月26日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成21年6月26日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部業務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、あて先及び郵便番号を明記し、90円分の切手をはった返信用封筒を同封すること。

## 9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成21年9月4日（金）午後1時から午後5時までの間、鹿児島県保健福祉部業務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

## 10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部業務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成21年5月15日

鹿児島県立武岡台養護学校長 宮内英光

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

旅客運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務） 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立武岡台養護学校

鹿児島市小野町2760番地 郵便番号 890-0022

## 3 落札者を決定した日

平成21年3月27日

## 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

(1) 鹿児島交通株式会社

鹿児島市山下町9番5号

6,300,000円（桜ヶ丘線）

(2) 有限会社高山三幸観光



肝属郡肝付町富山405番地 2 号

7, 192, 500円 (天保山線)

(3) 南国交通株式会社

鹿児島市中央町11番地 5

8, 190, 000円 (吉田インター線), 8, 295, 000円 (丸岡線)

(4) 南九州観光バス有限会社

鹿児島市中山町1042番地 1

8, 347, 500円 (坂之上線), 8, 064, 000円 (谷山線)

(5) 鹿児島中央観光バス株式会社

鹿児島市小山田町7276番地 9

6, 615, 000円 (犬迫線)

5 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告を行った日

平成21年 2 月13日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県立出水養護学校長 福田孝志

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

旅客運送サービス (鹿児島県立出水養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立出水養護学校

出水市文化町966番地 郵便番号 899-0208

3 落札者を決定した日

平成21年 3 月27日

4 落札者の氏名及び住所

南国交通株式会社

鹿児島市中央町11番地 5

5 落札金額

9, 240, 000円 (1号車 長島線)

8, 715, 000円 (2号車 阿久根線)

9, 030, 000円 (3号車 菱刈線)

9, 240, 000円 (4号車 宮之城線)

10, 972, 500円 (5号車 湧水線)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成21年 2 月13日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成21年 5 月15日

鹿児島県立牧之原養護学校長 山口義明

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

旅客運送サービス (鹿児島県立牧之原養護学校通学バス運行業務) 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県立牧之原養護学校

霧島市福山町福山6140番地 1 郵便番号 899-4501

- 3 落札者を決定した日  
平成21年 3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
  - (1) 有限会社高山三幸観光  
肝属郡肝付町富山405番地 2  
6,793,500円 (始良線)
  - (2) 大隅交通ネットワーク株式会社  
鹿児島市山下町 9番 5号  
8,400,000円 (末吉線), 13,545,000円 (志布志線)
  - (3) 南国交通株式会社  
鹿児島市中央町11番地 5  
9,030,000円 (横川線), 8,505,000円 (溝辺線)
  - (4) 有限会社福留交通観光  
曾於郡大崎町神領2175番地 1  
7,350,000円 (大隅線)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成21年 2月13日

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党鹿児島地区委員会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表(平成20年 9月26日鹿児島県選挙管理委員会告示第61号)の一部を次のとおり訂正する。

平成21年 5月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

(平成19年分) [政 党] の部政治団体の名称(日本共産党鹿児島地区委員会)のうち 1 中

|           |             |   |
|-----------|-------------|---|
| 「(1) 収入総額 | 43,032,279円 |   |
| 前年繰越額     | 1,612,604円  |   |
| 本年收入額     | 41,419,675円 | を |
| (2) 支出総額  | 42,902,015円 | 」 |
| 「(1) 収入総額 | 43,232,279円 |   |
| 前年繰越額     | 1,612,604円  |   |
| 本年收入額     | 41,619,675円 | に |
| (2) 支出総額  | 43,102,015円 | 」 |

改め、同部政治団体の名称(日本共産党鹿児島地区委員会)のうち 2 中

|                        |             |   |
|------------------------|-------------|---|
| 「(1) 収入の内訳             |             |   |
| 個人の負担する党費又は会費          | 5,004,697円  |   |
| 員数                     | 7,822人      |   |
| 寄附                     | 16,236,684円 |   |
| ・個人からの寄付               | 16,236,684円 |   |
| 本部又は支部から供与された交付金にかかる収入 | 19,996,991円 | を |
| 日本共産党鹿児島県委員会           | 19,996,991円 |   |
| その他の収入                 | 181,303円    |   |
| 10万円未満の収入              | 181,303円    |   |
| 合計                     | 41,419,675円 | 」 |
| 「(1) 収入の内訳             |             |   |

|                        |             |   |
|------------------------|-------------|---|
| 個人の負担する党費又は会費          | 5,004,697円  |   |
| 員数                     | 7,822人      |   |
| 寄附                     | 16,436,684円 |   |
| ・個人からの寄付               | 16,436,684円 |   |
| 本部又は支部から供与された交付金にかかる収入 | 19,996,991円 | に |
| 日本共産党鹿児島県委員会           | 19,996,991円 |   |
| その他の収入                 | 181,303円    |   |
| 10万円未満の収入              | 181,303円    |   |
| 合計                     | 41,619,675円 | 」 |

改め、

|      |          |      |    |
|------|----------|------|----|
| 「平山孝 | 447,262円 | 鹿児島市 | 」を |
| 「平山孝 | 647,262円 | 鹿児島市 | 」に |

改め、

## 「(2) 支出の内訳

|                 |             |   |
|-----------------|-------------|---|
| 政治活動費           | 18,960,177円 |   |
| ・組織活動費          | 3,430,949円  |   |
| ・選挙関係費          | 5,934,807円  |   |
| ・機関紙誌の発行その他の事業費 | 4,355,183円  |   |
| 機関紙誌の発行事業費      | 3,656,396円  | を |
| 宣伝事業費           | 698,787円    |   |
| ・調査研究費          | 72,970円     |   |
| ・寄附・交付金         | 4,797,399円  |   |
| ・その他の経費         | 368,869円    |   |
| 合計              | 42,902,015円 | 」 |

## 「(2) 支出の内訳

|                 |             |   |
|-----------------|-------------|---|
| 政治活動費           | 19,160,177円 |   |
| ・組織活動費          | 3,430,949円  |   |
| ・選挙関係費          | 5,934,807円  |   |
| ・機関紙誌の発行その他の事業費 | 4,355,183円  |   |
| 機関紙誌の発行事業費      | 3,656,396円  | に |
| 宣伝事業費           | 698,787円    |   |
| ・調査研究費          | 72,970円     |   |
| ・寄附・交付金         | 4,997,399円  |   |
| ・その他の経費         | 368,869円    |   |
| 合計              | 43,102,015円 | 」 |

改める。

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成21年 5 月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       |
|---------------|--------|----------|------------------|
| いけだ和弘後援会（弘池会） | 池田 和弘  | 西 ルミ子    | 垂水市田神2881-2      |
| 井上透後援会        | 永田 勲   | 井上 愛子    | 姶良郡姶良町平松72225番地  |
| 上木広志後援会       | 上木 義彦  | 豊島 克允    | 大島郡伊仙町大字伊仙1182-5 |

|             |       |        |                     |
|-------------|-------|--------|---------------------|
| 大迫しげる後援会    | 平川 利成 | 倉村 久子  | 南九州市顚娃町別府6702-1     |
| 大橋すすむ後援会    | 大橋 基治 | 大橋 みどり | 伊佐郡菱刈町川北2677        |
| 叶う会         | 叶 芳和  | 里 泰慶   | 奄美市名瀬末広町10-3 岡村ビル2階 |
| 叶よしかずを支援する会 | 里 泰慶  | 大塚 すみの | 奄美市名瀬末広町18番13号201   |
| くぼ教仁後援会     | 久保 文紀 | 馬場 嘉弥  | 伊佐郡菱刈町市山850         |
| 敬天愛島舎       | 大田 睦雄 | 大山 直   | 大島郡和泊町和泊43          |
| 栄和弘後援会      | 保 徳男  | 栄 勝広   | 奄美市笠利町節田270番地       |
| 坂口ひろゆき後援会   | 田丸 三郎 | 日高 重光  | 日置市伊集院町猪鹿倉569-26    |
| 内匠秋夫後援会     | 内匠 秋夫 | 内匠 和代子 | 南九州市川辺町高田4283       |
| 新田武広後援会     | 平田 哲男 | 鶴野 喬   | 大島郡徳之島町亀津1297-1     |
| 福村幸雄後援会     | 松下 俊司 | 日高 優   | 始良郡始良町平松6266-5      |
| 三神隼人後援会     | 三神 陽三 | 三神 政子  | 熊毛郡屋久島町安房2359番地1    |
| 南修郎後援会      | 南 修郎  | 南 美紀子  | 奄美市名瀬幸町3番11号        |
| 夢を叶える会      | 井上 晴雄 | 蘇畑 智   | 奄美市名瀬末広町10番3号2階     |